

身体的拘束最小化に係る取組及び実施状況について

1. 身体的拘束を原則として行わない基本方針

当院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、安全を確保しつつも、身体的拘束は原則として行わない方針です。職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を正しく理解し、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をしない医療の提供に努めています。

2. 身体的拘束最小化のために実施している取組

当院では、身体的拘束を最小化するため、以下の取組を実施しております。

- ・**多職種チームの設置**：医師、看護師、介護福祉士、薬剤師、リハビリテーションスタッフ等による身体的拘束最小化チームを設置し、定期的なラウンドとカンファレンスを実施しています。
- ・**用具の一元管理**：身体的拘束に関わる用具については病棟外で一元管理し、使用状況に基づき解除検討をしています。
- ・**代替案の検討**：身体的拘束を検討せざるを得ない緊急やむを得ない場合においても、まずは代替案（ご家族の付き添い、環境の調整、離床センサーの活用など）を多職種で検討します。また職員からの提案を積極的に導入します。
- ・**職員教育・研修**：入院患者に関わる職員を対象に、身体的拘束の廃止と最小化に関する研修を年2回以上開催し、意識向上を図っています。

3. 身体的拘束の実施状況

当院における身体的拘束の実施状況（実施割合）は以下の通りです。

- 対象期間：2026年6月1日～2026年8月31日
- 身体的拘束の実施割合
 - 地域包括ケア病棟（43床）：2.9%
 - 病院全体（99床）：6.8%

2026年9月1日
近藤病院